

UBC情報



発行：2024年6月3日

No. 288

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

今月から定額減税がスタートします。

住民税は6月分は徴収せず、7月分以降は各自治体から定額減税「後」の税額が記載された通知書をもとに徴収納付します。なお、均等割のみの方は定額減税対象外です。

所得税は6/1以降給与等の支払いの都度（控除する減税額がなくなるまで）減税手続きを行ってください。

トピックス

交際費課税における飲食費の取扱い

令和6年度税制改正により、交際費等の範囲から除かれる飲食費の金額基準が1人当たり1万円以下に上げられ、開始事業年度に関係なく本年4月以後に支出する飲食費から適用されています。

◆交際費等に該当しない飲食費は

税法上、法人が取引先等に対する接待、供応、慰安、贈答などのために支出する費用は交際費等に該当し、原則として損金不算入とされています。

ただし、飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員等に対する接待等のために支出する社内飲食費を除く）で、その支出する金額が1人当たり1万円以下（改正前は5千円以下）であるものは交際費等から除かれ、全額損金算入となります。この1万円以下の判定は税込経理であれば消費税込みの金額、税抜経理であれば消費税抜き金額により判定します。

なお、この規定は一定事項（飲食等の年月日、参加者の氏名及びその関係、飲食店等の名称及び所在地など）を記載した書類の保存が要件となります。

◆交際費等に係る損金算入の特例

支出した飲食費が1人当たり1万円を超えた場合は、全額が交際費等に該当することになりますが、損金不算入額の計算に当たっては、①中小法人に係る損金算入の特例や、②接待飲食費に係る損金算入の特例があります。

①は資本金1億円以下の中小法人が支出した交際費等を年800万円まで全額損金算入できる特例となり、②は資本金100億円以下の法人が支出した接待飲食費の50%を損金算入できる特例となります（中小法人は①又は②を選択可能）。

「代表取締役等住所非表示措置」の創設

商業登記規則等の改正により、登記事項証明書等に株式会社の代表取締役等の住所を一部表示しないことができる「代表取締役等住所非表示措置」が本年10月から施行されます。

これは、代表取締役等のプライバシー保護を図る措置で、代表取締役等の住所が登記される登記申請（代表取締役等の就任や住所移転など）と併せて本措置を希望する申出を行うことで、住所の表示を最小行政区画（市区町村）までに行えます（法律上の利害関係がある者は住所を確認可能）。

なお、本措置により登記事項証明書等で代表者の住所を証明できなくなるため、融資や取引で不都合が生じる場合があることに留意します。



中小企業向け賃上げ促進税制の拡充

今年度税制改正で「賃上げ促進税制」が拡充され、中小企業向け制度は繰越控除措置の創設などが行われました（本年4月以後開始事業年度から適用）。

◆上乗せ措置を新設し、最大45%の税額控除

中小企業向け賃上げ促進税制（資本金1億円以下の中小企業者等が対象）は、全ての国内雇用者に対する給与等支給額を前年度比1.5%以上増加させた場合に増加額の15%を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除でき、前年度比2.5%以上増加させた場合は30%の税額控除となります。

改正により、教育訓練費に係る上乗せ措置の要件が緩和され、教育訓練費を前年度比5%以上増加させた場合は控除率を10%上乗せします。

さらに、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対する「くるみん」認定や、女性活躍支援に取り組む企業の「えるぼし」認定を受けている場合に、控除率を5%上乗せする措置が新設されました。

◆控除しきれない金額は5年間繰越しが可能に

上記により、最大で給与等支給増加額の45%を税額控除できるようになります（控除額は当期の法人税額又は所得税額の20%が上限）。

また、繰越控除措置が創設され、本制度の適用要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額を最長5年間繰越すことが可能になりました。これにより、赤字で法人税額が0円の場合や、控除額が控除上限を超える場合などに未控除額を翌年度以降に繰越すことができます。

なお、繰越税額控除を適用する事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加していることが必要となります。

5月以降の国税納付書の事前送付について

国税庁はキャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組みの一環として、*e-Taxにより申告書を提出している法人、*e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人、*納付書を使用しない手段（ダイレクト納付や振替納税など）により納付している法人・個人に対して、納付書の事前送付を本年5月以降の送付分から取りやめるとしています。

ただし、源泉所得税の納付書や消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き送付予定です。

住宅ローン減税の「子育て・若者夫婦世帯」

住宅ローン減税（住宅ローンを利用して住宅の取得等をした場合に年末ローン残高の0.7%を所得税から最大13年間控除）は令和6年度税制改正において、子育て世帯・若者夫婦世帯が新築住宅等に本年入居する場合、借入限度額を令和4・5年入居の水準（認定住宅：5千万円、ZEH住宅：4500万円、省エネ住宅：4千万円）とする措置が講じられました（令和7年も同様の措置を検討）。

子育て世帯・若者夫婦世帯とは、①19歳未満の扶養親族を有する世帯、又は②本人もしくは配偶者が40歳未満の世帯をいい、該当するか否かは本年12月末時点（扶養親族又は配偶者が年の中途に亡くなった場合はその時点）の現況によります。



手形等を下請代金とする場合の指導基準変更

長期の手形等が下請事業者の資金繰りの負担となっていることなどを踏まえ、本年11月から下請法上の運用を見直し、交付から満期日までの期間の基準（指導基準）が業種を問わず「60日」に短縮されることになりました。

具体的には、本年11月以降に親事業者が60日を超える手形や電子記録債権、一括決済方式を下請代金の支払手段として用いた場合は、下請法上の「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして指導の対象となります。

個人住民税の定額減税に係るQ&A

令和6年度分の個人住民税における定額減税（本人及び配偶者を含めた扶養親族の人数×1万円）については、給与所得に係る特別徴収の場合、地方公共団体から届く税額通知書に基づき実施します

Q. ふるさと納税の控除上限額に影響はある？

A. ふるさと納税の特例控除額の上限額は、定額減税前の税額で算定されるため、影響はありません。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 288

発行： 2024年
6月3日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL： 0836-33-6717

FAX： 0836-33-6753

Mail： info@ubc-net.com

URL： http://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

総合福祉

貸借対照表各論

～固定資産②～

◆基本財産と基本金の関係

基本財産は、定款において基本財産として定められた固定資産をいいます。基本財産は、法人存立の基礎となるものであるため、これを処分し、又は担保に供する場合には、社会福祉法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記することが審査基準で求められています。

社会福祉法人の会計で混同されやすい論点の一つに基本財産と基本金の関係があります。基本財産は定款で定められた固定資産、一方で基本金は会計基準省令第6条第1項で社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金とあるため、例えば、事業開始等に当たり寄附受けした固定資産がある場合、事業に必要な固定資産を基本財産として定款に定めるとともに、その財源が寄附金であることから基本金が計上されることとなります。施設の創設及び増築分に係る寄附であれば、（基本金＝基本財産）となりますが、施設の更新等に係る寄附であれば、基本金の対象とならないため（基本金≠基本財産）となります。また、例えば新しい施設のために寄附金を受領したが、定款に基本財産として定めのない資産の取得に使用された場合も（基本金≠基本財産）となります。

つまり、寄附金を財源として固定資産を取得した場合でも、基本金や基本財産が計上されない場合があることには留意が必要です。

▼寄附金を財源に施設整備等を行うケースについて大凡の整理をすると以下のようにになると考えられます。

	基本金	基本金以外
基本財産	法人の設立並びに施設の創設及び増築分に係る寄附	施設の改築に係る寄附
基本財産以外	定款に基本財産として定めのない資産の取得に係る寄附	少額（10万円未満）又は、原状回復の範囲内での施設の改修等に係る寄附

◆土地（基本財産）

基本財産に帰属する土地は、社会福祉法人の事業の基礎となる資産です。社会福祉法人は、行政より土地の無償貸与等を受けている例も多く見られますが、ここでは法人が自己所有の土地を取得した場合を前提に説明します。社会福祉法人が土地を取得した場合、その取得原価には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めることが必要ですが、事業会社同様、取得に係る支出のうち、どこまでを取得原価とするかが論点となります。

以下、社会福祉法人の土地取得でよく見られる事例として法人税基本通達の規定を紹介します。

取得価額に 算入する	埋立て、地盛り、地ならし、切土、防壁工事その他土地の造成又は改良のために要した費用の額
	土地、建物等の取得に際し、当該土地、建物等の使用者等に支払う立退料その他立退きのために要した額
	建物等の存する土地を建物等とともに取得した場合又は自己の有する土地の上に存する借地人の建物等を取得した場合において、その取得後おおむね1年以内に当該建物等の取壊しに着手する等、当初からその建物等を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかであると認められるときは、当該建物等の取壊しの時における帳簿価額及び取壊費用の合計額

取得価額に算入しないことができる	以下に掲げる租税公課の額
	イ 不動産取得税又は自動車取得税
	ロ 特別土地保有税のうち土地の取得に対して課されるもの
	ハ 新增設に係る事業所税
	ニ 登録免許税その他登記又は登記のために要する費用
	建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等でその建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用の額
一旦締結した固定資産の取得に関する契約を解除して他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金の額	

◆建物（基本財産）

基本財産に帰属する建物は、土地同様、社会福祉法人の事業の基礎となる資産です。当該勘定科目には建物のみではなく、建物付属設備も含まれることに留意が必要です。

基本財産の建物に係る会計処理は、施設の創設や増築等、それほど頻繁に使用することはないと思われませんが、仕訳起票する場合には、単に建物本体工事のみを計上するのみならず、工事の明細書から固定資産計上単位を把握し、共通経費や全体値引き分を按分、集計し適切な勘定科目や耐用年数で会計処理・資産登録する必要があることに留意が必要です。

具体的には、建物本体工事以外に、電気設備工事、給排水工事、昇降機設備等があり、これらは耐用年数が異なるため、異なる単位ごとに耐用年数等を把握し管理する必要があります。

◆その他の基本財産

社会福祉法人の基本財産を構成する主なものとして、他に定期預金、有価証券等があります。いずれも基本財産に帰属する資産として、定款等に定められた基本財産として保有する定期預金、有価証券をいいます。
(総合福祉研究会)

子ども

支援金制度創設へ ～子ども・子育て支援法等改正案が衆院で可決～

少子化対策の強化を目指す子ども・子育て支援法等改正案が4月19日、衆議院本会議で与党の賛成多数で可決された。児童手当の大幅な拡充など子育て家庭への支援を強化する一方で、財源として新たに公的医療保険に上乗せして徴収する支援金制度をつくる。法案は参議院で審議され、今国会で成立する見通し。

改正案は、児童手当の所得制限を撤廃し、期間も中学から高校生年代まで拡大する。また、妊娠期の負担軽減に向け、給付と相談をセットにした総合的な支援も実施。親が就労要件を満たさなくても保育所に預けることができる「こども誰でも通園制度」を創設する。

こうした施策について政府は3兆6000億円の予算が必要と見込んでいる。このうち2兆1000億円は、医療保険を通じて企業や国民が拠出する支援金制度と、歳出改革を行うことで賄う。

これまでの議論で政府は2026年度の負担額について、こどもも含め1人当たり月450円などとする試算を公表している。討論で与党は支援金制度について、すべての世代と企業がこどもや子育て世帯を支える仕組みだと評価。一方、野党は「歳出改革などで実質負担がないというのは詭弁」などと主張した。

◆付帯決議も

法案には付帯決議が19項目ついた。支援金制度については、拠出が歳出改革などによる社会保険負担軽減効果の範囲内に収めるよう明記している。また、全世代型の社会保障制度改革の際、介護サービスで必要な保障が欠けないよう丁寧な検討も求めた。少子化対策の施行状況については、効果検証と見直しを行うことも盛り込んだ。さらに、新設の妊婦等包括相談支援事業では、伴走者が一貫してサポートする仕組みについて検証することも要望した。

誰でも通園制度では、医療的ケア児や障害があるこどもでも使いやすいように取り組むことを求めている。

(福祉新聞)

